

○構内無線局、特定小電力無線局及び超広帯域無線システムの無線局の無線設備に指定する周波数帯を定める件（平成二十二年総務省告示第二百十二号）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)別表第一号注34の規定に基づき、構内無線局、特定小電力無線局及び超広帯域無線システムの無線局の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を次のように定める。</p> <p>なお、平成十八年総務省告示第四百三十三号(構内無線局、特定小電力無線局及び超広帯域無線システムの無線局の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件)は、廃止する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特定小電力無線局</p>		<p>無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)別表第一号注34の規定に基づき、構内無線局、特定小電力無線局、超広帯域無線システムの無線局及び簡易無線局の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を次のように定める。</p> <p>なお、平成十八年総務省告示第四百三十三号(構内無線局、特定小電力無線局及び超広帯域無線システムの無線局の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件)は、廃止する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特定小電力無線局</p>	
周波数	指定周波数帯	周波数	指定周波数帯
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>61.5GHz</u>	<u>57.0GHz</u> から <u>66.0GHz</u> まで	<u>62.5GHz</u>	<u>59.0GHz</u> から <u>66.0GHz</u> まで
(略)	(略)	(略)	(略)
3・4 (略)		3・4 (略)	